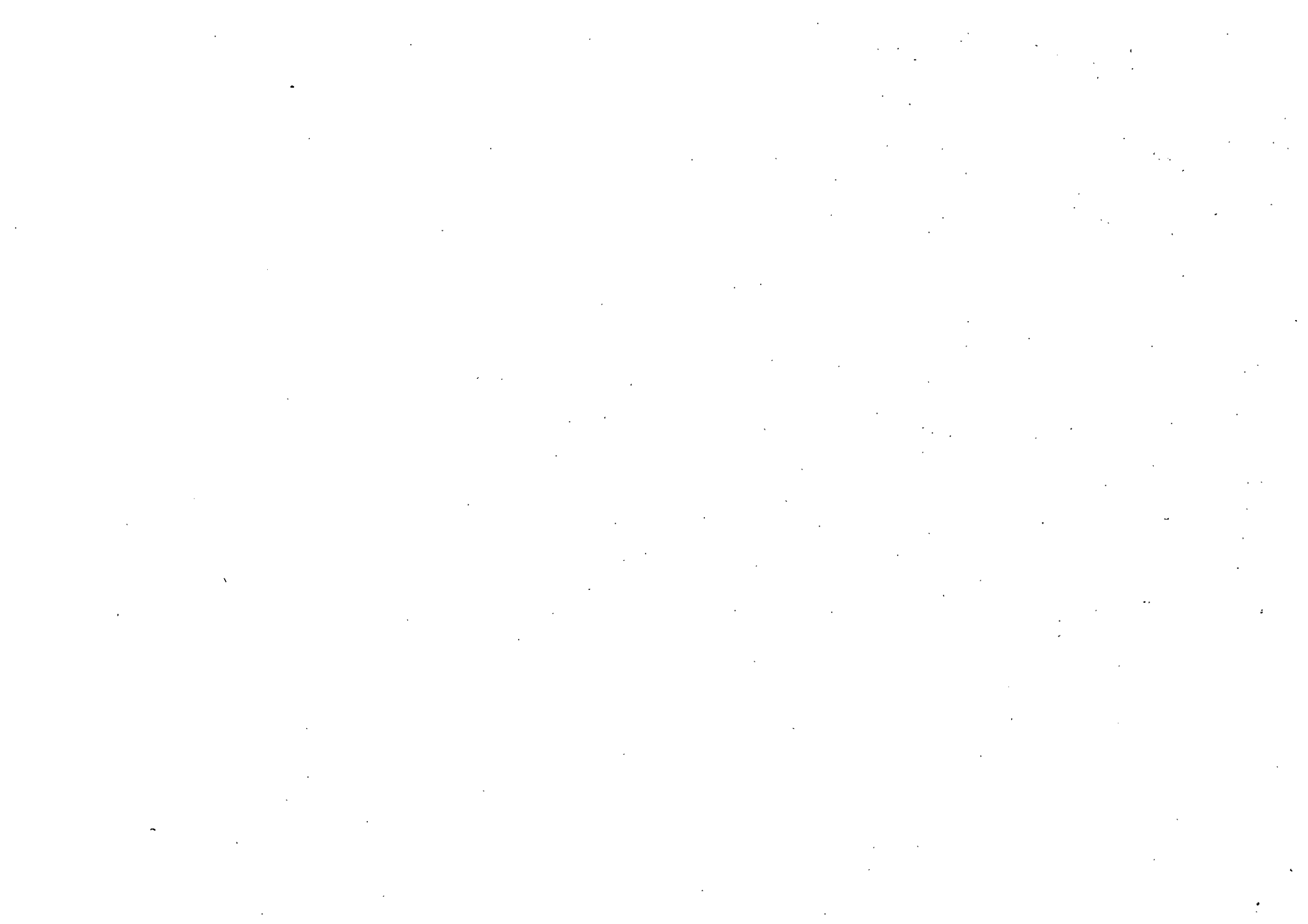


資料

No. 2

雇用保険の財政運営関係資料



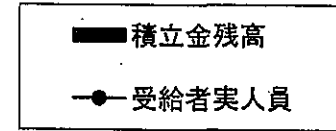
失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 補正③ 要求後	24年度 概算要求
収 入	18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	20,508	20,467	21,472	20,976
うち保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,856	24,528	19,402	19,664	12,790	17,858	18,670	18,037
うち失業等給付に係る 国庫負担金	2,790	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	1,953	1,190	1,604	5,887	702	2,147	2,241
うち求職者支援に係る 国庫負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	205	428
支 出	16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	16,907	22,481	18,221	26,184	25,393
うち失業等給付費	14,960	17,045	19,036	20,154	21,939	25,762	26,550	25,138	26,007	25,292	19,618	14,672	13,772	12,803	12,598	13,496	19,805	16,616	23,238	21,501
うち就職支援事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	785	1,665
差 引 剰 余	2,061	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	▲ 1,973	2,246	▲ 4,713	▲ 4,417
積立金残高	47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	53,870	55,746	43,233	38,817

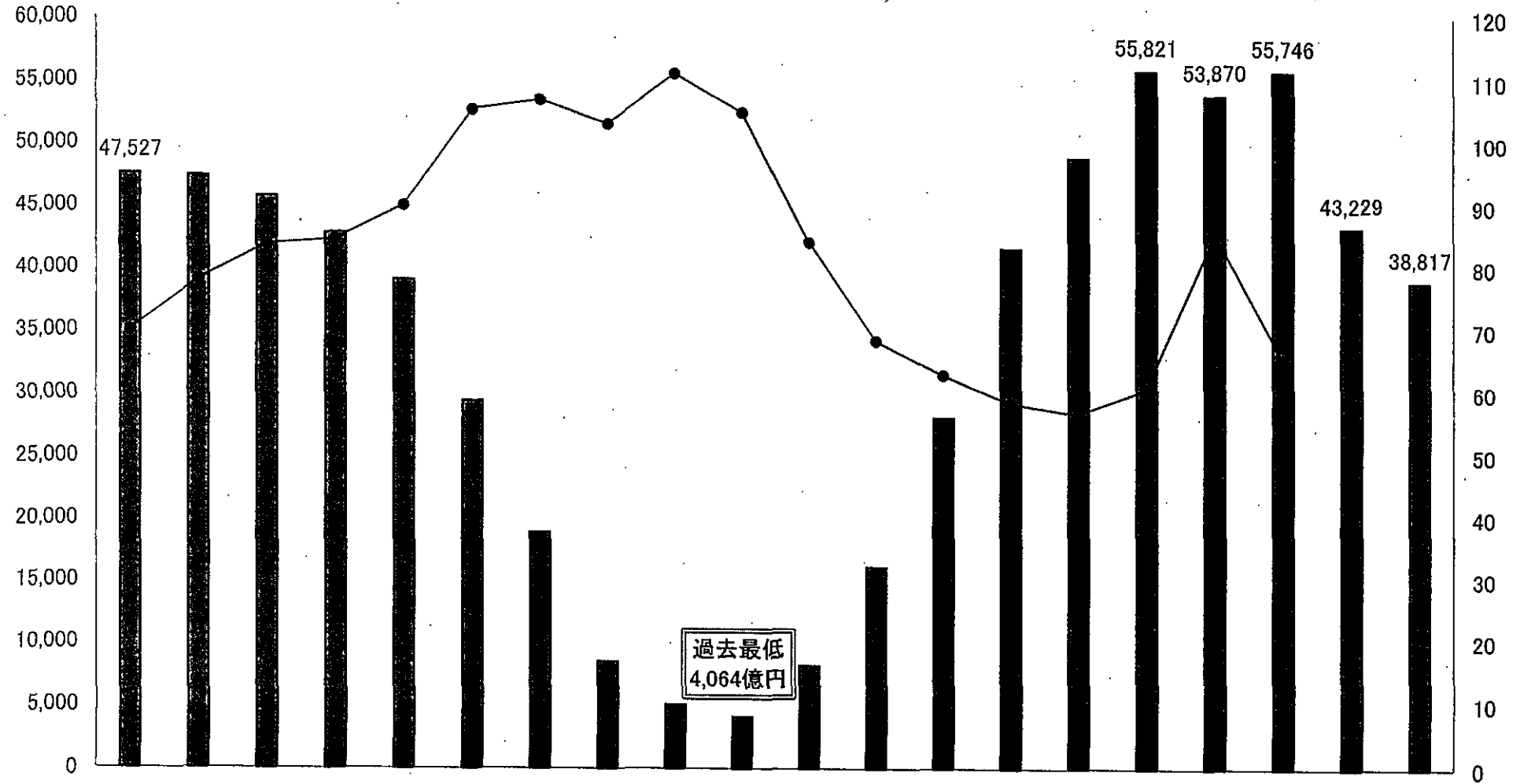
- (注) 1. 23年度補正③要求後及び24年度概算要求の「支出」には、予備費(23'補正③要求後：970億円、24'概算要求：990億円)が計上されている。
 2. 22年度及び23年度補正③要求後の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ370億円、7,800億円が減額されている。
 3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

積立金残高と受給者実人員の推移



積立金(億円)

実人員(万人)



(補正③後)(要求)

雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

収入 支出 差引 安定資金残高	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度
				当初予算	補正①後予算	補正③要求後	概算要求
収入	5,230	5,022	5,925	6,192	13,492	13,492	5,493
(うち積立金からの借り入れ)	—	—	(370)	(500)	(7,800)	(7,800)	—
支出	5,649	10,235	7,078	8,295	15,735	15,785	6,894
(うち雇用調整助成金)	(68)	(6,536)	(3,249)	(3,869)	(11,138)	(11,138)	(2,033)
差引 剰余	▲ 419	▲ 5,212	▲ 1,153	▲ 2,103	▲ 2,243	▲ 2,293	▲ 1,401
安定資金残高	10,260	5,048	3,895	1,792	1,652	1,602	201
(積立金からの借り入れを行わない場合)	—	—	(3,525)	(922)	(▲6,518)	(▲6,568)	(▲7,969)

- (注) 1. 23年度及び24年度の「支出」には、予備費(23'予算：420億円、24'要求：310億円)が計上されている。
 2. 22年度及び23年度の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額(22'決算：370億円、23'当初：500億円、23'補正③要求後：7,800億円)が含まれている。
 3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険料率は、原則17.5/1000（失業等給付分:14/1000(労使折半)、二事業分:3.5/1000(事業主負担)）
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \end{cases}$$

(→10/1000まで)

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \end{cases}$$

(→18/1000まで)

〔 ※ 22年度決算額による計算 = 3.56 → 平成24年度の保険料率を10/1000まで引下げ可能 〕

注: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金} - \text{失業等給付の積立金からの受入金残額}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \end{cases}$$

(→3/1000まで)

〔 ※ 22年度決算額による計算 = 0.32 〕

注: 「雇用保険二事業への繰入金残額(失業等給付の積立金からの受入金残額)」
 = 「失業等給付からの借入金(平成22年度及び23年度に限る。)の総額」 - 「失業等給付の積立金への返済金の総額」

雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第8項)

失業等給付に係る弾力条項

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで)の範囲内において変更することができる。

雇用保険二事業に係る弾力条項

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	雇 用 保 険 料			国庫負担率 (基本手当)
	失業等給付保険料率 (労使折半)	二事業保険料率 (使用者負担)		
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		↓
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		↓
(昭34)	↓	↓		$\frac{1}{4}$
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		↓
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		↓

雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	↓
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	↓	22.5% ($\frac{1}{4} \times 0.9$)
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	20.0% ($\frac{1}{4} \times 0.8$)
(平10)	↓	↓	↓	14.0% ($20.0\% \times 0.7$)
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	↓	$\frac{1}{4}$
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	↓	↓
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(平19)	$\frac{15.0}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	13.75% ($\frac{1}{4} \times 0.55$)
(平21)	$\frac{11.0}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正) (注4)	↓	(注5)
(平22)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(平23)	↓	↓	↓	↓

- (注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。
- (注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。
- (注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。
- (注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。
- (注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

総括表

失業等給付の財政収支の試算（平成24年度～平成28年度）

雇用情勢	支出水準	国庫負担 (24年度以降)	保険料率		備考
			(23年度)	(24年度以降)	
<p>ケースA</p> <p>※ 支出が24年度概算要求ベースで推移するケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・23年度 - 23年度第3次補正予算案 ・24年度 - 24年度概算要求 ・25年度 - " ・26年度 - " ・27年度 - " ・28年度 - " 	原則 (1/4)	1.2%	・24年度以降 1.2% (弾力)	(ケースA)
		<p>現行 (1/4×0.55) ※</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・24年度 1.2% (弾力) ・25年度 1.2% (") ・26年度 1.2% (") ・27年度以降 1.4% (基本料率) 	(ケースA-2)
<p>ケースB</p> <p>※ 支出が24年度以降、さらに悪化（約3千億円増）して推移するケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・23年度 - 23年度第3次補正予算案 ・24年度 - 24年度概算要求 + 3千億円増 ・25年度 - " ・26年度 - " ・27年度 - " ・28年度 - " 	原則 (1/4)	1.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度 1.2% (弾力) ・25年度 1.2% (") ・26年度以降 1.4% (基本料率) 	(ケースB)
		<p>現行 (1/4×0.55) ※</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・24年度 1.2% (弾力) ・25年度 1.2% (") ・26年度以降 1.4% (基本料率) 	(ケースB-2)

※国庫負担については、平成19年の雇用保険改正により暫定的に引き下げられている。

ケースA

失業等給付の収支試算

(国庫負担が原則 (25%) のケース)

(単位: 億円)

	22年度 (実績)	23年度 (第3次補正案)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)
収入	20,467	21,472	23,160	23,160	23,160	23,160	23,160
支出	18,221	26,188	25,393	25,393	25,393	25,393	25,393
差引 剰余	2,246	▲ 4,717	▲ 2,233	▲ 2,233	▲ 2,233	▲ 2,233	▲ 2,233
積立金残高	55,746	43,229	40,996	38,763	36,530	34,297	32,064
弾力倍率	3.56倍	2.11倍	2.32倍	2.21倍	2.11倍	2.00倍	1.90倍

	22年度 (実績)	23年度 (第3次補正案)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)
保険料率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%

(注1) 収入は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度は概算要求額(事項要求含む)、25年度以降は1,000分の1当たり保険料(24'要求ベース)×保険料率にて算出している。支出は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。

(注2) 25年度以降の求職者支援制度に係る収入及び支出については、24年度概算要求額(事項要求含む)と同額を計上している。

(注3) 22年度実績及び23年度補正予算案の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業を支弁するために必要な額としてそれぞれ370億円、7,800億円が減額されている。

ケースA-2

失業等給付の収支試算（ケースAベース）

（国庫負担が現行（13.75%）のケース）

（単位：億円）

	22年度 （実績）	23年度 （第3次補正案）	24年度 （要求）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）	28年度 （試算）
収入	20,467	21,472	20,976	20,976	20,976	23,982	23,982
支出	18,221	26,188	25,393	25,393	25,393	25,393	25,393
差引剰余	2,246	▲ 4,717	▲ 4,417	▲ 4,417	▲ 4,417	▲ 1,411	▲ 1,411
積立金残高	55,746	43,229	38,813	34,396	29,979	28,568	27,157
弾力倍率	3.56倍	2.11倍	2.13倍	1.92倍	1.72倍	1.79倍	1.73倍

	22年度 （実績）	23年度 （第3次補正案）	24年度 （要求）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）	28年度 （試算）
保険料率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.4%	1.4%

- (注1) 収入は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度は概算要求額、25年度以降は1,000分の1当たり保険料（24' 要求ベース）×保険料率にて算出しており、支出は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。
- (注2) 25年度以降の求職者支援制度に係る収入及び支出については、24年度概算要求額と同額を計上している。
- (注3) 22年度実績及び23年度補正予算案の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業を支弁するために必要な額としてそれぞれ370億円、7,800億円が減額されている。

ケースB

失業等給付の収支試算

(支出が24年度概算要求からさらに悪化(約3千億円増)して推移するケース)

(単位:億円)

	22年度 (実績)	23年度 (第3次補正案)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)
収入	20,467	21,472	23,910	23,910	26,916	26,916	26,916
支出	18,221	26,188	28,393	28,393	28,393	28,393	28,393
差引剰余	2,246	▲ 4,717	▲ 4,483	▲ 4,483	▲ 1,477	▲ 1,477	▲ 1,477
積立金残高	55,746	43,229	38,746	34,263	32,786	31,309	29,832
弾力倍率	3.56倍	2.11倍	1.85倍	1.67倍	1.73倍	1.67倍	1.61倍

	22年度 (実績)	23年度 (第3次補正案)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)
保険料率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.4%	1.4%	1.4%

(注1) 収入は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度は概算要求額(事項要求含む)、25年度以降は1,000分の1当たり保険料(24'要求ベース)×保険料率にて算出して、支出は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度以降は概算要求ベースに支出が約3千億円増加すると仮定して計上している。

(注2) 25年度以降の求職者支援制度に係る収入及び支出については、24年度概算要求額(事項要求含む)と同額を計上している。

(注3) 22年度実績及び23年度補正予算案の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業を支弁するために必要な額としてそれぞれ370億円、7,800億円が減額されている。

ケースB-2

失業等給付の収支試算（ケースBベース）

（国庫負担が現行（13.75%）のケース）

（単位：億円）

	22年度 （実績）	23年度 （第3次補正案）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）	28年度 （試算）
収入	20,467	21,472	21,389	21,389	24,395	24,395	24,395
支出	18,221	26,188	28,393	28,393	28,393	28,393	28,393
差引剰余	2,246	▲ 4,717	▲ 7,004	▲ 7,004	▲ 3,998	▲ 3,998	▲ 3,998
積立金残高	55,746	43,229	36,225	29,221	25,223	21,225	17,227
弾力倍率	3.56倍	2.11倍	1.66倍	1.37倍	1.33倍	1.17倍	1.00倍

	22年度 （実績）	23年度 （第3次補正案）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）	28年度 （試算）
保険料率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.4%	1.4%	1.4%

（注1） 収入は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度は概算要求額、25年度以降は1,000分の1当たり保険料（24'要求ベース）×保険料率にて算出しており、支出は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度以降は概算要求ベースに支出が約3千億円増加すると仮定して計上している。

（注2） 25年度以降の求職者支援制度に係る収入及び支出については、24年度概算要求額と同額を計上している。

（注3） 22年度実績及び23年度補正予算案の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業を支弁するために必要な額としてそれぞれ370億円、7,800億円が減額されている。

ケース 1

雇用保険二事業の収支試算

(雇用調整助成金の支給額が25年度から月平均7%ずつ逡減して推移するケース)

(単位：億円)

	22年度 (実績)	23年度 (補正案)	24年度 (要求)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)
収入	5,925	13,492	5,493	5,440	5,440	5,440	5,440
うち積立金からの受入	(370)	(7,800)					
支出	7,078	15,785	6,894	5,220	4,584	4,318	4,207
うち雇用調整助成金	(3,249)	(11,139)	(2,033)	(1,093)	(457)	(191)	(80)
差引 剰余	▲ 1,153	▲ 2,293	▲ 1,401	221	856	1,122	1,233
(注)25年度以降、剰余が出た場合は、全て積立金へ返済を行う。							
安定資金残高	3,895	1,602	201	201	201	201	201
弾力倍率	0.32倍	▲3.10倍	▲1.82倍	▲1.52倍	▲1.20倍	▲0.93倍	▲0.67倍

	22年度 (実績)	23年度 (補正案)	24年度 (要求)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)
保険料率	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%

(注1) 収入は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度は概算要求額、25年度以降は1000分の1当たり保険料(22'実績ベース)×保険料率にて算出しており、

支出は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度は概算要求額、25年度以降の雇用調整助成金が月平均7%ずつ逡減するとして仮定。

(注2) 保険料率は23年度以降、法定料率0.35%として計算している。また、1000分の1当たり保険料は、25年度以降、同額と仮定して計算している。

(注3) 22年度実績及び23年度補正予算案の収入には、特例措置による積立金からの受入額(22':370億円、23':7,800億円)が含まれている。

(注4) 29年度以降、28年度と同様の収支で推移する場合、32年度に積立金からの受入額を完済することとなる。

雇用保険二事業の収支試算

(雇用調整助成金の支給額が25年度から月平均3%ずつ逡減して推移するケース)

(単位：億円)

	22年度 (実績)	23年度 (補正案)	24年度 (要求)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)
収入	5,925	13,492	5,493	5,440	5,440	5,440	5,440
うち積立金からの受入	(370)	(7,800)					
支出	7,078	15,785	6,894	5,527	5,099	4,801	4,595
うち雇用調整助成金	(3,249)	(11,139)	(2,033)	(1,400)	(972)	(674)	(468)
差引剰余	▲ 1,153	▲ 2,293	▲ 1,401	▲ 87	342	639	846
				(注)26年度以降、剰余が出た場合は、全て積立金へ返済を行う。			
安定資金残高	3,895	1,602	201	114	114	114	114
弾力倍率	0.32倍	▲3.10倍	▲1.82倍	▲1.60倍	▲1.52倍	▲1.40倍	▲1.23倍

	22年度 (実績)	23年度 (補正案)	24年度 (要求)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)
保険料率	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%

- (注1) 収入は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度は概算要求額、25年度以降は1000分の1当たり保険料(22'実績ベース)×保険料率にて算出しており、支出は22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案、24年度は概算要求額、25年度以降の雇用調整助成金が月平均3%ずつ逡減するとして仮定。
- (注2) 保険料率は23年度以降、法定料率0.35%して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、25年度以降、同額と仮定して計算している。
- (注3) 22年度実績及び23年度補正予算案の収入には、特例措置による積立金からの受入額(22':370億円、23':7,800億円)が含まれている。
- (注4) 29年度以降、28年度までと同様に雇用調整助成金の支給額が月平均3%ずつ逡減して推移する場合、34年度に積立金からの受入額を完済することとなる。

失業等給付に係る国庫負担の考え方について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであることから、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担することが必要

求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付
- ※比較的所得者を対象とし、保険収支が不安定であること等による。

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ※65歳以上の者には年金が支給されること等を踏まえ、国庫負担は廃止された(平成10年)。

雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付
- ・介護休業給付

※雇用継続給付の保険事故は、「失業」に準じた状態であり、これを放置すれば失業に結びつく可能性のあるものであるが、完全な失業状態にはなく、求職者給付に比べて国の責任の度合は相対的に低いため、その1/2の国庫負担率となっている。

国庫負担なし

- ・高年齢雇用継続給付
- ※改正高齢者雇用安定法に鑑み、国庫負担を行う本来の趣旨が薄れたことを踏まえ、国庫負担は廃止された(平成19年)。

就職促進給付

国庫負担なし

※失業中の生活保障等を目的として支給する求職者給付等と異なり、受給者の再就職の促進のために給付するものであるため。

教育訓練給付

国庫負担なし

※失業中の生活保障等を目的として支給する求職者給付等と異なり、労働者の主体的な職業能力開発の取組を支援するものであるため。

※ 当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ(平成19年～)

国庫負担の暫定措置の今後の取り扱いについて

1. 暫定措置の経緯

- 行政改革の重要方針（平成17年12月24日 閣議決定）

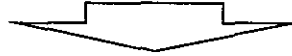
失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

- 行革推進法（平成18年法律第47号）第23条第2項

雇用保険法第66条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る）の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日 閣議決定）

失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含め検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。



- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）

当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ（25% → 13.75%）
（高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止）

2 暫定措置見直しの動き

- 民主党マニフェスト（2009）

雇用保険における国庫負担を法律の本則である1/4に戻す。

- 雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年法律第2号）

- ・ 当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度における求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担として、21年度補正予算で3500億円的一般財源を投入
- ・ 雇用保険の国庫負担については、平成22年度中に検討し、23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。



- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第47号）

- ・ 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

※ 平成24年度予算概算要求において、国庫負担の原則復帰（暫定措置廃止）に係る経費については、予算編成過程で検討することとしている。

